## 宮城・壇の越遺跡

1 所在地 調査期間 第一〇次調査 二〇〇六年(平18)五月~一一月 宮城県加美郡加美町鳥嶋・鳥屋ヶ崎・谷地森

が判明した。

3 発掘機関 加美町教育委員会

2

調査担当者 斉藤 村田晃一・村上裕次(宮城県教育委員会)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 6 5

遺跡の年代 遺跡の種類

縄文時代~江戸時代 城柵跡・集落跡

壇の越遺跡は、 鳴瀬川支流の田川左岸に形成された標高五○~六

○mの河岸段丘に立地する。

奈良・平安時代を主体とした複合遺跡

賀美郡家跡と推定される東 跡北の丘陵上には、陸奥国 南北約一・五㎞に及ぶ。遺 範囲は東西約二・○㎞

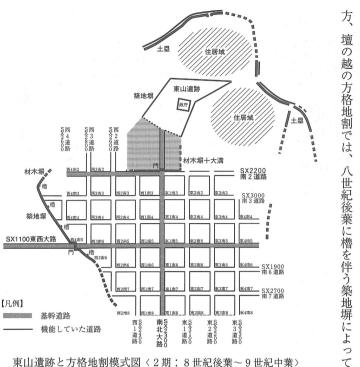
Щ) (古 うもので、 備事業と県道改良工事に伴 山官衙遺跡が所在する。 ら継続的に実施している。 発掘調査は、県営基盤整 一九九六年度か

地

井戸などが多数検出されており、 区画内部からは塀で囲まれた居宅をはじめ、掘立柱建物、 その結果、 約一町ごとに施工された道路による方格地割が確認され 都市的な景観を形成していたこと 竪穴住居

築地塀が構築され、地割の範囲が上位段丘に限定・縮小された時期 な範囲に施工された。二期は、八世紀後葉に段丘面の境に櫓を伴う して西に七町、東は三町以上であり、上位―下位段丘面を含む広大 衙の外郭南門から南に八町、南門から南に延びる南北大路を基準と 紀中葉の東山官衙創建と一体的に整備された。その範囲は、 方格地割は、 九世紀中葉まで存続し、後葉には段階的に廃絶した。 大別して二時期の変遷が認められる。 一期は、 東山官 八世

面に位置すること、塀の東辺はその外郭南東隅へ向かって延びるこ 以上延びる。また、門内側の大路西側で三間×二間と二間×二間の 替えられている。門の両脇には材木塀が取り付き、幅四m深さ一m 小規模な建物が重複して検出されており、門番詰所と考えられる。 の大溝が伴う。材木塀は東に七一m延びて北へ折れ、 大路は三時期の変遷が認められる。八脚門はB期に伴い、一度建て 約二〇〇m南、 に新たに発見された八脚門が位置する。門は東山官衙外郭南門から 今回発見した材木塀と大溝で囲まれた区画は、 木簡は、南北大路C期西側溝の底面から一点出土した。すぐそば 南北大路と南二東西道路の交差点北側に設けられた。 東山官衙遺跡の正 西は一〇七m



東山遺跡と方格地割模式図〈2期:8世紀後葉~9世紀中葉〉

の拡大も同時期に行なわれた可能性が高い。 街区が囲い込まれるという大きな画期が認められており、東山官衙

られ、 いう政治的施設にとどまらず、軍事拠点でもある城柵と考えられる。 拡大し、新たに南の街区、 東山官衙は、創建期から外郭線がめぐり、 木簡の釈文・内容 南辺には櫓が付設される。このため、 北や東の丘陵部を取り込む外周施設が造 東山官衙は賀美郡家と 八世紀後葉には南辺が

衙は八世紀の新しい段階に南の低地へと拡大したと考えられる。 溝の下層出土遺物が八世紀に限定されることを考慮すると、東山官 建期の一時期のみ認められ、

建て替えが行なわれなかったこと、大

格式の高い八脚門が設けられていること、東山官衙の外郭南門は創

両者は一体のものであり、さらに、南北大路との交点には

(1)

 $(88)\times(15)\times(5)$ 

081

字目は禾偏で、同じ文字とみられる。三文字が同じであることから 上下両端、右辺、背面は割損する。 五文字のうち、一・三・四文

野武氏からご教示いただいた。 なお、 木簡の釈読にあたっては、 宮城県多賀城跡調査研究所の吉 習書と考えられる。

(村田晃一〈宮城県教育委員会〉・斉藤 篤

